

1 . 平成 21 年第 8 回郡上市議会定例会議事日程（第 5 日）

平成 21 年 12 月 18 日 開議

- 日程 1 会議録署名議員の指名
- 日程 2 議案第 212 号 郡上市議会の議員その他非常勤の職員の公務災害補償等に関する条例の一部を改正する条例について
- 日程 3 議案第 213 号 郡上市非常勤の特別職職員の報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例について
- 日程 4 議案第 214 号 郡上市税条例の一部を改正する条例について
- 日程 5 議案第 215 号 郡上市公の施設の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例について
- 日程 6 議案第 216 号 郡上市消防団員等公務災害補償条例の一部を改正する条例について
- 日程 7 議案第 217 号 郡上市市有住宅管理条例の全部を改正する条例について
- 日程 8 請願第 2 号 細菌性髄膜炎ワクチンの公費による定期接種化の早期実現を求める請願書
- 日程 9 請願第 3 号 核兵器廃絶の国際条約締結に向けて積極的な働きかけを求める請願書
- 日程 10 請願第 4 号 再び戦争と暗黒政治を許さないための請願書
- 日程 11 陳情第 1 号 就学援助制度の拡充・高校授業料の無償化・給付制奨学金制度の創設を求める意見書の採択に関する陳情
- 日程 12 陳情第 2 号 地方・住民を切り捨てる地方分権改革・道州制の流れを白紙に戻し国民本位の地域行政の確立と中部地方整備局の事務所・出張所の存続について意見書の提出を求める陳情書
- 日程 13 要望第 9 号 電源立地地域対策交付金制度の交付期間延長等を求める意見書の提出について（依頼）
- 日程 14 要望第 10 号 現行の福祉医療費助成制度（重度障害者医療費助成制度）の継続及びこの制度に一部自己負担導入しないことを求める要望書
- 日程 15 議発第 12 号 議会運営委員会の閉会中の所掌事務調査及び常任委員会の閉会中の所管事務調査について

2. 本日の会議に付した案件

日程 2 から日程 15 までの案件

(追加日程)

日程 16 議発第 13 号 細菌性髄膜炎ワクチンの国費による定期接種化の早期実現を求め
る意見書について

日程 17 議発第 14 号 核兵器廃絶と恒久平和を求める意見書について

日程 18 議発第 15 号 電源立地地域対策交付金制度の交付期限延長等を求める意見書に
ついて

日程 19 議発第 16 号 福祉医療費助成事業費補助等に関する決議について

3. 出席議員は次のとおりである。(21 名)

1 番	田 中 康 久	2 番	森 喜 人
3 番	田 代 はつ江	4 番	野 田 龍 雄
5 番	鷲 見 馨	6 番	山 下 明
7 番	山 田 忠 平	8 番	村 瀬 弥治郎
9 番	古 川 文 雄	10 番	清 水 正 照
11 番	上 田 謙 市	12 番	武 藤 忠 樹
13 番	尾 村 忠 雄	14 番	渡 邊 友 三
15 番	清 水 敏 夫	16 番	川 嶋 稔
17 番	池 田 喜八郎	18 番	森 藤 雅 毅
19 番	美谷添 生	20 番	田 中 和 幸
21 番	金 子 智 孝		

4. 欠席議員は次のとおりである。(なし)

5. 地方自治法第 121 条により説明のため出席した者の職氏名

市 長	日 置 敏 明	副 市 長	鈴 木 俊 幸
教 育 長	青 木 修	市 長 公 室 長	松 井 隆
総 務 部 長	山 田 訓 男	市 民 環 境 部 長	大 林 茂 夫
健 康 福 祉 部 長	布 田 孝 文	農 林 水 産 部 長	服 部 正 光
商 工 観 光 部 長	田 中 義 久	建 設 部 長	井 上 保 彦
水 道 部 長	木 下 好 弘	教 育 次 長	常 平 毅

会計管理者	蓑島由実	消防長	池ノ上由治
郡上市民病院 事務局長	池田肇	国保白鳥病院 事務局長	酒井進
郡上市 郡上偕楽園長	松山章	代表監査委員	齋藤仁司

6. 職務のため議場に出席した事務局職員の職氏名

議会事務局長	日置良一	議会事務局 議会総務課長	羽田野利郎
議会事務局 議会総務課長 補佐	山田哲生		

開議の宣告

議長（美谷添 生君） おはようございます。

議員の皆様方には 12 月 7 日開会以来、連日にわたりそれぞれの出務、御苦勞でございました。いよいよ最終日を迎えることになりました。よろしく御審議の程をお願いを致します。

ただいまの出席議員は 21 名であります。

定足数に達しておりますので、これより会議を開きます。

本日の議事日程は、お手元に配付してありますので、御了承を願います。

（午前 9 時 29 分）

会議録署名議員の指名

議長（美谷添 生君） 日程 1、会議録署名議員の指名を行います。

会議規則第 120 条の規定により、会議録署名議員には 20 番 田中和幸君、21 番 金子智孝君を指名致します。

議案第 212 号から議案第 217 号について（委員長報告・採決）

議長（美谷添 生君） お諮りを致します。

日程 2 議案第 212 号 郡上市議会の議員その他非常勤の職員の公務災害補償等に関する条例の一部を改正する条例についてから、日程 7 議案第 217 号 郡上市市有住宅管理条例の全部を改正する条例についてまでの 6 件を一括議題にしたいと思えます。御異議はありますか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

議長（美谷添 生君） 異議なしと認めます。よって、議案第 212 号から、議案第 217 号までの 6 件を一括議題と致します。

ただいま一括議題と致しました 6 件は、所管の各常任委員会に付託してあります。各委員長より御報告頂き、議案ごとに質疑、採決をしたいと思えます。御異議ありますか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

議長（美谷添 生君） 異議なしと認めます。よって、一括議題とし御報告を頂きます。

各委員長より順次、審査の経過と結果についての報告を求めます。

総務常任委員長 20 番 田中和幸君。

20 番（田中和幸君） はい、20 番、田中。

議長（美谷添 生君） 田中和幸君。

20 番（田中和幸君） それでは、総務常任委員会の報告を致します。

去る12月7日の平成21年第8回郡上市議会定例会において付託されました、条例議案6件、請願2件、要望1件について、12月9日に総務常任委員会を開催し審査を行いましたので、その経過の概要並びに結果についてご報告致します。なお、経過については主な内容を報告します。

1 条例議案

議案第212号 郡上市議会の議員その他非常勤の職員の公務災害補償等に関する条例の一部を改正する条例について

市長公室長及び人事課長から、雇用保険法等の一部を改正する法律の施行に伴い、地方公務員災害補償法の引用条項を改めるとの説明を受けました。

特段の質疑はなく、本委員会としては全会一致で原案のとおり承認することに決定しました。

議案第213号 郡上市非常勤の特別職職員の報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例について

市長公室長及び人事課長から、非常勤の特別職職員の報酬及び費用弁償の支給を適正に行うために、選挙管理委員会委員長等の報酬の単位を改め、本条例と関連する条例或いは規則等との整合性において合併時の調整で一部瑕疵があるため、条例の点検による結果、一部委員名を他の条例或いは規則との整合性において改め、既に役割が終了し必要でない委員を削除すると説明を受けました。

審査の中で、委員から、防災会議委員について今までの会議の開催状況、委員の構成について質問があり、国民保護協議会委員との同一の構成であり、消防団長、岐阜地方気象台長、警察署長等が構成員となっている。合併前の旧町村でも開催されていたが、合併時の条例調整時に漏れがあったものと思われる。国民保護協議会と同一の構成員であることから会議は同日開催とし、報酬は1日6,000円の支出となっているとの説明がありました。

以上、審査の結果、本委員会としては全会一致で原案のとおり承認することに決定しました。

議案第214号 郡上市税条例の一部を改正する条例について

総務部長より固定資産評価審査委員会の委員の定数を7人から3人に削減すると説明を受けました。

審査の中で、委員から、固定資産評価審査委員会委員が3人となった場合の選任についての質問があり、委員は当該市町村の住民で市町村民税の納税義務がある者又は固定資産の評価について学識経験を有する者のうちから、議会の同意を得て市長が選任すると地方税法に規定されているので、これに沿った選出方法となる。実質的な選考方法としては、現行委員

の中から、引き続き委員を受けていただける方をお願いするという手法も考えられるが、男女共同参画の考え方も含めて、識見のある適任者を選任したいとの回答がありました。

また、固定資産評価審査委員会に審査の届け出があった場合の審議決定方法、それに対する不服の手続きについて質問があり、会議の議決方法も地方税法で定められており、審査の議事は委員の過半数をもって決するとされている。また、固定資産評価審査委員会の決定に不服がある時は、その取り消しの訴えを提起することができるかとされており、行政事件訴訟法による手続きを取っていただくことになるとの説明がありました。

以上、審査の結果、本委員会としては全会一致で原案のとおり承認することを決定しました。

議案第 215 号 郡上市公の施設の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例について

総務部長及び総務課長から、地区集会所の自治会・地区への払下げに向けて、その一部施設について公の施設としての位置付けを廃止するとの説明を受ました。

審査の中で、委員から、集会所の払下げの条件として認可地縁団体の必要性和登記について質問があり、今回の払下げの対象は建物であり、表示登記はされていない。無償譲渡契約による払下げであるため地縁団体の認可は不要であり、認可地縁団体が払下げ後に登記するかは任意であるとの説明がありました。

払下げによる行政効果と住民からの意見について質問があり、集会所の維持管理経費は、従来から自治会等が負担しており、自治会等へ払下げをすることにより、市として財政的な負担が軽減されるわけではない。自己管理という観点から、所有権を自治会等に渡すことで自助の精神を高める効果があると思われる。また、住民からは老朽化施設の修繕に対する制度があるかとの問い合わせがあり、従来の集会所建設補助金が利用可能であると回答しているとの説明がありました。

施設が売却等されると払下げの目的が果たされないが、無償譲渡の際に条件はあるのかとの質問があり、公の施設の趣旨に沿って集会所として使用することが条件となるとの説明がありました。

更に今後新規に集会所の要望があった場合、市は公の施設としての整備はしないという方針かとの質問があり、建設の主体は自治会で、市は建設費の補助をするのが原則であるとの説明がありました。

委員より、公民館施設を集会所として利用する地区もあるが、集会所を所有する自治会・地区と維持管理経費等で不平等とならないことを検討するよう要望がありました。

以上、審査の結果、本委員会としては全会一致で原案のとおり承認することに決定しまし

た。

議案第 216 号 郡上市消防団員等公務災害補償条例の一部を改正する条例について

消防長から消防法の一部改正に伴い、消防法の引用条項を改めるとの説明を受けました。

特段の質疑はなく、本委員会としては全会一致で原案のとおり承認することに決定しました。

議案第 217 号 郡上市市有住宅管理条例の全部を改正する条例について

建設部長から、雇用促進住宅しるとり宿舍の購入に伴い、同施設を市有住宅として管理し、市有住宅全体の入居手続、家賃等についての所要の規定を整備するために全部改正するとの説明を受けました。

審査の中で、委員から、入居に関して所得制限を設けているかとの質問があり、所得制限はあるが、市営住宅と比較して上限が引き上げられており、障がい者、Uターン者等には更に上限の引上げがあるとの説明がありました。

白鳥住宅の家賃設定について質問があり、以前から雇用促進住宅しるとり宿舍に入居している方は、雇用促進住宅の基準による家賃設定を継承しており、従前同等の家賃となる。新規に入居する方は基準月額家賃に階別率を乗じた額となるが、雇用促進住宅の基準家賃が、新規に入居する場合の家賃を上回る場合には、新規入居の家賃基準への変更が可能であり、現在入居している方が不利にならないよう配慮しているとの説明がありました。

白鳥住宅の階別率の設定は適正かとの質問があり、エレベーターがないため4階、5階は率が低くなり家賃が安くなるとの説明がありました。これに対し、委員から市営住宅においてエレベーターがなく家賃が一律の住宅があるので、公平性を持たせるべきではないかとの質問があり、公営住宅法自体が改正されて階別の対応可能となれば、他の公営住宅についても検討する必要があるとの説明がありました。

また、長期入居を抑制する措置、建具や畳表等が破損した場合の費用負担について質問があり、長期入居の抑制については規則の中で高額所得者に対する退去要請の規定を設けること、また建具等の退去時における修繕費用の負担については、次に入居する人に配慮するために、それまで居住していた方に相応の手当をお願いして退去してもらうこととしているとの説明がありました。

以上、審査の結果、本委員会としては全会一致で原案のとおり承認することに決定しました。

以上、委員会の経過と結果について報告致します。平成 21 年 12 月 18 日、郡上市議会議長 美谷添 生様、郡上市議会総務常任委員会委員長 田中和幸。以上であります。

議長（美谷添 生君） 続きまして、産業建設常任委員長 15 番 清水敏夫君の報告を求め

ます。

15 番（清水敏夫君） はい、15 番 清水。

議長（美谷添 生君） 15 番 清水敏夫君。

15 番（清水敏夫君） おはようございます。産業建設常任委員会の報告を申し上げます。

12月7日の平成21年第8回郡上市議会定例会において付託されました、条例関係1件、陳情関係1件について12月9日に産業建設常任委員会を開催し審査を行いました。内、条例関係につきまして、その経過と結果について報告いたします。なお、経過については主な内容を報告させていただきます。

1 条例関係

議案第217号 郡上市市有住宅管理条例の全部を改正する条例について

建設部長から、雇用促進住宅しろとり宿舍の購入に伴い、同施設を市有住宅として管理するためこの条例を制定するとの説明を受け、条文ごとに審査を行いました。

審査の中で、委員から入居者の資格で、「現に住宅に困窮していることが明らかな者であること」とはどのような場合かとの質問があり、住宅困窮の判定の基準の大きな目安は所得で、この市有住宅は、入居者所得月額が21万4,000円までを住宅困窮者と考えている。さらに、子どもが多いとか障がい者がいるなどを加味しながら、入居判定をするとの説明がありました。

雇用促進住宅と市有住宅の入居条件の違いについて質問があり、家賃体系において、雇用促進住宅は入居年数によるが、この市有住宅は所得によって家賃が決まる。一定の所得金額を超えた場合、2年続くと退去となるが、Uターン者や裁量階層は5年間まで入居できるように緩和した。また、単身者について、住宅の5階部分を単身者用とし、入居できるように緩和したことが大きな違いとの説明がありました。

市有住宅の家賃体系について質問があり、市営住宅は公営住宅法の適用があるが、市有住宅は公営住宅法の適用を受けないことから、古い建物については定額家賃とし、今回の白鳥住宅及び明宝地域の大谷団地については、建物が比較的新しいことから公営住宅並みの設定をし、入居者の所得によって家賃を決めているとの説明がありました。

駐車場の使用料が無料となっているが、駐車場管理費用もいることから不公平が生じるのではないかと質問があり、現在、公営住宅では八幡地域の初音住宅、初納住宅、吉田住宅の3箇所、市有住宅では、和良地域の上沢団地の1箇所において、屋根が整備された駐車場であることから使用料を徴収している。旧町村時代の建設当時に駐車場料金を含めて家賃を設定していることや北部地域においては、除雪及び除雪した雪の処分場所等駐車場の管理上に問題が起きることから、一挙に有料とすることができないが、今後の検討課題としていく

との説明がありました。

入居募集について質問があり、2月を目処に募集を開始する。転勤等移動のことを考え、できる限り早く入居できるようにするとの説明がありました。

建物保険の対応について質問があり、財団法人全国自治協会に加入しており、保険料金は年間5万9,615円で、火災・水害・落雷・台風・雪害が対象であり、地震は対象外であるとの説明がありました。

80世帯の内、何世帯の入居があれば住宅として維持管理費が賄えるかとの質問があり、減価償却分は含めないが購入費、維持管理費、取り壊し費用分を含めて50世帯強の入居者があればペイできるとの説明がありました。

住宅の1階に障がい者・高齢者、5階にIターン・Uターンの単身者を政策的に入居するための誘導策について質問があり、広報でPRするとともに、農林業等で交流移住を希望する人たちに斡旋していきたいとの説明がありました。

以上、審査の結果、本委員会としては全会一致で原案のとおり承認することに決定いたしました。

以上のとおり報告します。平成21年12月18日、郡上市議会議長 美谷添 生様、郡上市議会産業建設常任委員会委員長 清水敏夫。以上でございます。よろしくお願い致します。議長（美谷添 生君） それでは、各議案につきまして、それぞれ質疑、討論、採決を行います。

議案第212号 郡上市議会の議員その他非常勤の職員の公務災害補償等に関する条例の一部を改正する条例について、質疑を行います。

質疑はございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

議長（美谷添 生君） 質疑なしと認め、討論を行います。

討論はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

議長（美谷添 生君） 討論なしと認め、採決を致します。

委員長の報告は、原案を可とするものであります。委員長の報告どおり決することに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

議長（美谷添 生君） 異議なしと認めます。よって、議案第212号は、原案のとおり可することに決定致しました。

議案第213号 郡上市非常勤の特別職職員の報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正

する条例について、質疑を行います。

質疑はありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

議長(美谷添 生君) 質疑なしと認め、討論を行います。

討論はありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

議長(美谷添 生君) 討論なしと認め、採決を致します。

委員長の報告は、原案を可とするものであります。委員長の報告どおり決することに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

議長(美谷添 生君) 異議なしと認めます。よって、議案第 213 号は、原案のとおり可とすることに決定致しました。

議案第 214 号 郡上市税条例の一部を改正する条例について、質疑を行います。

質疑はありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

議長(美谷添 生君) 質疑なしと認め、討論を行います。

討論はありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

議長(美谷添 生君) 討論なしと認め、採決を致します。

委員長の報告は、原案を可とするものであります。委員長の報告どおり決することに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

議長(美谷添 生君) 異議なしと認めます。よって、議案第 214 号は、原案のとおり可とすることに決定致しました。

議案第 215 号 郡上市公の施設の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例について、質疑を行います。

質疑はありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

議長(美谷添 生君) 質疑なしと認め、討論を行います。

討論はありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

議長(美谷添 生君) 討論なしと認め、採決を致します。

委員長の報告は、原案を可とするものであります。委員長の報告どおり決することに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

議長(美谷添 生君) 異議なしと認めます。よって、議案第 215 号は、原案のとおり可とすることに決定致しました。

議案第 216 号 郡上市消防団員等公務災害補償条例の一部を改正する条例について、質疑を行います。

質疑はありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

議長(美谷添 生君) 質疑なしと認め、討論を行います。

討論はありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

議長(美谷添 生君) 討論なしと認め、採決を致します。

委員長の報告は、原案を可とするものであります。委員長の報告どおり決することに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

議長(美谷添 生君) 異議なしと認めます。よって、議案第 216 号は、原案のとおり可とすることに決定致しました。

議案第 217 号 郡上市市有住宅管理条例の全部を改正する条例について、質疑を行います。
質疑はありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

議長(美谷添 生君) 質疑なしと認め、討論を行います。

討論はありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

議長(美谷添 生君) 討論なしと認め、採決を致します。

委員長の報告は、原案を可とするものであります。委員長の報告どおり決することに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

議長(美谷添 生君) 異議なしと認めます。よって、議案第 217 号は、原案のとおり可とすることに決定しました。

請願第 2 号から要望第 10 号まで（委員長報告・討論・採決）

議長（美谷添 生君） お諮りを致します。

日程 8 請願第 2 号 細菌性髄膜炎ワクチンの公費による定期接種化の早期実現を求める請願書から、日程 14 要望第 10 号 現行の福祉医療費助成制度（重度障害者医療費助成制度）の継続及びこの制度に一部自己負担導入しないことを求める要望書についてまでの 7 件を一括議題にいたしたいと思えます。御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

議長（美谷添 生君） 異議なしと認めます。よって、請願第 2 号から、要望第 10 号までの 7 件を一括議題と致します。

ただいま、一括議題としました 7 件は所管の常任委員会に付託してあります。各委員長より、審査の経過と結果についての報告を求めます。

総務常任委員長 20 番 田中和幸君の報告を求めます。

20 番（田中和幸君） はい、20 番 田中。

議長（美谷添 生君） 20 番 田中和幸君。

20 番（田中和幸君） 総務常任委員会の報告を致します。

2 請願・要望関係

請願第 3 号 核兵器廃絶の国際条約締結に向けて積極的な働きかけを求める請願書

議会事務局より、外交部分については慎重な審査をお願いしたいとの要請がありました。

紹介議員から核兵器廃絶に向けて積極的な働きかけを求める請願について趣旨説明を受けました。

委員からは国政、外交レベルの話であるので趣旨は理解できるが、そこまで踏み込むべきかとの意見があり、県議会や県内の他の市議会でも意見書を提出していることや、郡上市において非核平和宣言を決議していることから、郡上市議会として採択することは可能であるとの意見がありました。

審査の結果、本委員会としては全会一致で請願第 3 号を採択することに決定しました。

請願第 4 号 再び戦争と暗黒政治を許さないための請願書

紹介議員から戦争に反対したため治安維持法により検挙され、敗戦後治安維持法の廃止により無罪となった人の名誉回復、救済のために治安維持法犠牲者国家賠償法を制定するよう要望するものであるとの趣旨説明を受けました。

委員から、その時点での国の方針であり、国全体が特殊な状況下にあったことから、請願の採択は厳しいと思われるとの意見があり、以前にも同様の提案があり不採択となった経緯

があり、その時から特段内容に変化もないことから採択するまでには至らないという意見がありました。

審査の結果、本委員会としては賛成少数で請願第 4 号を不採択とすることに決定しました。

要望第 9 号 電源立地地域対策交付金制度の交付期間延長等を求める意見書の提出について（依頼）

委員から美並地域にある発電所に関係する交付金で、長年に渡り年 450 万円交付され活用されているが、厳しい財政状況であり地域振興のためにも制度が継続されるよう意見書を提出すべきであるとの意見がありました。

審査の結果、本委員会としては全会一致で要望第 9 号を採択することに決定致しました。

以上、委員会の経過と結果について報告致します。平成 21 年 12 月 18 日、郡上市議会議長 美谷添 生様、郡上市議会総務常任委員会委員長 田中和幸。以上であります。

議長（美谷添 生君） 続きまして、産業建設常任委員長 15 番 清水敏夫君の報告を求めます。

15 番（清水敏夫君） はい、議長、15 番。

議長（美谷添 生君） 15 番 清水敏夫君。

15 番（清水敏夫君） 失礼します。それでは、産業建設常任委員会に付託されました陳情関係 1 件につきまして御報告をさせていただきます。

2 陳情関係

陳情第 2 号 地方・住民を切り捨てる地方分権改革・道州制の流れを白紙に戻し国民本位の地域行政の確立と中部地方整備局の事務所・出張所の存続について意見書の提出を求める陳情書

陳情書の内容を精査し審査の結果、委員からは、住民の安全・安心な生活を守るための社会資本の整備は必要であるが、地方六団体において地方分権の推進を強く求めていることから、今後の地方分権に対する国の取り組みをよく見極める必要があるとの意見があり、本委員会としては全会一致で陳情第 2 号について継続審査とすることに決定いたしました。

上記のとおり報告致します。平成 21 年 12 月 18 日、郡上市議会議長 美谷添 生様、郡上市議会産業建設常任委員会委員長 清水敏夫。以上でございます。よろしくお願い致します。

議長（美谷添 生君） 続きまして、文教民生常任委員長 尾村忠雄君の報告を求めます。

13 番 尾村忠雄君。

13 番（尾村忠雄君） 13 番 尾村です。

文教民生常任委員会の報告を致します。

12 月 7 日の平成 21 年第 8 回郡上市議会定例会において付託されました、請願 1 件、陳情

1件、要望1件について、12月9日に文教民生常任委員会を開催し審査を行いましたので、その経過と結果について報告します。なお、経過については主な内容を報告します。

1 請願関係

請願第2号 細菌性髄膜炎ワクチンの公費による定期接種化の早期実現を求める請願書

紹介議員から世界各国では定期接種化が進み、ワクチンの効果が高まっている。我が国では、さくねんの12月にインフルエンザ菌b型(ヒブ)に対するヒブワクチンの販売はようやく開始されたが、肺炎球菌に対する肺炎球菌ワクチン(七価ワクチン)は未販売であり、両ワクチンとも定期接種でないため生産量も少なく、費用も多額であることから、親にとっては大きな負担になっているとの説明を受けました。

健康福祉部長及び市民病院事務局長から、発症すると重篤化する場合があることから、予防接種を進めることは良策と考える。国の法整備が進み、定期接種となれば市町村の責務として実施することになり、その費用も公費で負担することになるとの説明を受けました。

また健康課長から、肺炎球菌ワクチン(七価ワクチン)は10月16日に承認はされたが、販売はらいねんの春頃であるとの説明を受けました。

審査の中で委員から、市内における罹患件数と医師の見解についての質問があり、数は少ないものの市内でも事例はある。国内の細菌性髄膜炎患者のうち、約6割がインフルエンザ菌b型によるもの、約3割が肺炎球菌によるものであり、アメリカではワクチン接種により発症率が約100分の1に激減したとの情報もあるので、予防接種は効果があるとの説明がありました。

また委員より、予防接種はそもそも国策として推し進めるべきであり、国費による定期接種化を求める意見書として提出することが望ましいとの意見がありました。

以上、審査の結果、本委員会としては全会一致で請願第2号を採択することに決定しました。

2 陳情関係

陳情第1号 就学援助制度の拡充・高校授業料の無償化・給付制奨学金制度の創設を求める意見書の採択に関する陳情

教育次長から就学援助制度は、市町村が経済的理由により就学困難と認められる児童生徒の保護者に対して援助をする制度であり、要保護世帯と準要保護世帯の2つの対象からなる。

要保護世帯は生活保護世帯であり、生活保護事業の補助対象品目には給食費や学用品費等が含まれているが、修学旅行費は含まれていないため、就学援助制度において生活保護の対象にならない修学旅行費のみを支出しており、年間で1、2件の実績である。

一方、準要保護世帯は要保護に準ずるもので、国からの補助金は平成17年度から税源委譲

により交付税算入となり廃止された。各自治体の裁量により基準値を設けて準要保護者の認定をしているが、郡上市は生活保護基準額の 1.5 倍以内を対象者として認定し援助をしている。

高校授業料の無償化は、対象となる保護者に対して、既に授業料の無償化に関する知らせがされている。

給付制奨学金制度の創設は公立と私立で給付額は違うが、低所得世帯に対して「入学金・教科書費」に使用するための給付型奨学金の検討がされているとの説明を受けました。

審査の中で委員から、準要保護世帯となる基準値は平均値かとの質問があり、他の自治体では 1.2 倍から 1.4 倍のところが多いが、郡上市は 1.5 倍であり、他の自治体よりは幅広い対象で実施しているとの説明がありました。

また委員より、陳情内容は 3 項目あり、高校授業料の無償化と給付制奨学金制度は現在国でも陳情内容のように検討されているので、就学援助制度のみ国に対して意見書を提出したらどうかという意見もあったが、国も財源が厳しく高校授業料の無償化と給付制奨学金制度についても今後の国の動向を見守る必要があり、継続審査としたらどうかという意見がありました。

以上、審査の結果、本委員会としては全会一致で陳情第 1 号を継続審査とすることに決定しました。

3 要望関係

要望第 10 号 現行の福祉医療費助成制度(重度障害者医療費助成制度)の継続及びこの制度に一部自己負担導入しないことを求める要望書

健康福祉部長及び社会福祉課長から、岐阜県の行財政改革プランにより重度心身障がい者や乳幼児等に掛る医療費の一部を助成する福祉医療制度の県負担割合を 2 分の 1 から 3 分の 1 に引き下げる旨の発表があり、郡上市の重度心身障害者医療費助成制度の受給者は 2,060 名であるので、平成 21 年度当初予算ベースで 4,968 万 3,000 円の負担増となる。また福祉医療制度全体では、6,986 万 6,000 円の負担増加になるとの説明を受けました。

審査の中で委員から、国庫補助はあるのかとの質問があり、県単独補助事業であるので国からの補助は無いとの説明がありました。

また委員より、重度心身障害者医療だけでなく福祉医療制度の全体に関連するため、岐阜県に対しては一括して要望することを求める意見があり、岐阜県市議会議長会等を通じて県内各市町村が一丸となって補助率を引き下げないように、要望活動を行う必要があるとの意見がありました。

よって、本委員会としては要望活動を行うことで一致しました。

以上、審査の結果、本委員会としては全会一致で要望第 10 号を採択することに決定しました。

上記のとおり報告します。平成 21 年 12 月 18 日、郡上市議会議長 美谷添 生様、郡上市議会文教民生常任委員会委員長 尾村忠雄。

議長（美谷添 生君） 請願第 2 号 細菌性髄膜炎ワクチンの公費による定期接種化の早期実現を求める請願書について、質疑を行います。

質疑はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

議長（美谷添 生君） 質疑なしと認め、討論を行います。

討論はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

議長（美谷添 生君） 討論なしと認め、採決を致します。

委員長の報告は原案を採択するものであります。請願第 2 号は委員長の報告どおり決することに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

議長（美谷添 生君） 異議なしと認めます。よって、請願第 2 号は採択することに決定致しました。

続きまして、請願第 3 号 核兵器廃絶の国際条約締結に向けて積極的な働きかけを求める請願書について、質疑を行います。

質疑はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

議長（美谷添 生君） 質疑なしと認め、討論を行います。

討論はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

議長（美谷添 生君） 討論なしと認め、採決を致します。

委員長の報告は、原案を採択するものであります。請願第 3 号は委員長の報告どおり決することに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

議長（美谷添 生君） 異議なしと認めます。よって、請願第 3 号は採択することに決定致しました。

続きまして、請願第 4 号 再び戦争と暗黒政治を許さないための請願書について、質疑を行います。

質疑はありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

議長(美谷添 生君) 質疑なしと認め、討論を行います。

討論はありませんか。

(挙手する者あり)

議長(美谷添 生君) 4番 野田龍雄君。

4番(野田龍雄君) 4番、野田です。委員長報告は不採択ということでございます。この問題につきましては、この説明書が添付されておりまして、資料が。この中にも縷々書いてありますので、改めて申し上げませんけれども、この治安維持法というものが、先の戦争の時に戦争を阻止して平和を求めるという活動をした者に対する過酷な弾圧法であったと。しかも、戦後になってその法律は廃止をされ、そうした法が間違いであったということが明らかになりました。

しかしその後、その犠牲者に対する補償はなんら行われておりません。そして、現在でも各国において、例えばことしになってからドイツでもそうした名誉を回復するという法律が成立をしたり、それからその当時戦争に反対したということで、罪人とされた人達の名誉を回復する、そういう動きもあります。ここ10年ぐらいですね、アメリカでもありましたし、色んなところで戦後50年を経て、いま60何年ですが、以後でもそうした改めて人類の犯罪といえますか、人間性に対する人権に対する犯罪は時効はない、本当にそういうことを繰り返してはならないということで、そうした国会での成立が続いております。

そういった意味で、この請願書の持つ意味は大変重いものがあるというように思いますので、この委員会審査は不採択でありましたけれども、是非ともこの法案の採択をしていただくようお願いをして委員長報告に反対を申し上げます。

議長(美谷添 生君) 他に討論はございませんか。

(挙手する者あり)

議長(美谷添 生君) 9番 古川文雄君。

9番(古川文雄君) はい。今、委員長報告に反対ということでございましたけど、私は表現はちょっと変わりますけども、本請願にですね、反対の立場から発言をさせていただきます。先ほど委員長報告にもございましたように、当時の時代背景といたしましては国の方針の下、国挙げて、また国民挙げて取り組まれた時代であるわけでございます。その後60有余年を経過しておりますけれども、当時としてはやむを得ない判断すべきとの思いであり、本請願に反対を致します。よろしく申し上げます。

議長(美谷添 生君) それでは、他に討論はありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

議長(美谷添 生君) 討論なしと認めます。

討論を終結し採決を行います。原案を採択することに賛成の諸君の挙手を求めます。

(挙手少数)

議長(美谷添 生君) はい。ありがとうございました。

賛成少数と認めます。よって、請願第4号は不採択とすることに決定致しました。

続きまして、陳情第1号 就学援助制度の拡充・高校授業料の無償化・給付制奨学金制度の創設を求める意見書の採択に関する陳情について、質疑を行います。

質疑はありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

議長(美谷添 生君) 質疑なしと認め、討論を行います。

討論はありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

議長(美谷添 生君) 討論なしと認め、採決を致します。

委員長の報告は、閉会中の継続審査とするものであります。委員長の報告とおり閉会中の継続審査とすることに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

議長(美谷添 生君) 異議なしと認めます。よって、陳情第1号は閉会中の継続審査とすることに決定致しました。

続きまして、陳情第2号 地方・住民を切り捨てる地方分権改革・道州制の流れを白紙に戻し国民本位の地域行政の確立と中部地方整備局の事務所・出張所の存続について意見書の提出を求める陳情書について、質疑を行います。

質疑はありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

議長(美谷添 生君) 質疑なしと認め、討論を行います。

討論はありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

議長(美谷添 生君) 討論なしと認め、採決を致します。

委員長の報告は、閉会中の継続審査とするものであります。委員長の報告とおり閉会中の継続審査とすることに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

議長(美谷添 生君) 異議なしと認めます。よって、陳情第2号は閉会中の継続審査とす

ることに決定致しました。

要望第9号 電源立地地域対策交付金制度の交付期間延長等を求める意見書の提出について、質疑を行います。

質疑はありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

議長(美谷添 生君) 質疑なしと認め、討論を行います。

討論はありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

議長(美谷添 生君) 討論なしと認め、採決を致します。

委員長の報告は、原案を採択するものであります。要望第9号は、委員長の報告のとおり決することに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

議長(美谷添 生君) 異議なしと認めます。よって、要望第9号は採択することに決定致しました。

要望第10号 現行の福祉医療費助成制度(重度障害者医療費助成制度)の継続及びこの制度に一部自己負担導入しないことを求める要望書について、質疑を行います。

質疑はありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

議長(美谷添 生君) 質疑なしと認め、討論を行います。

討論はありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

議長(美谷添 生君) 討論なしと認め、採決を致します。

委員長の報告は、原案を採択するものであります。要望第10号は、委員長の報告とおり決することに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

議長(美谷添 生君) 異議なしと認めます。よって、要望第10号は採択することに決定致しました。

それではここで、暫時休憩を致します。再開は11時を予定致します。

(午前10時27分)

議長(美谷添 生君) それでは休憩前に引き続き、会議を再開致します。

(午前10時59分)

議発第 12 号について（委員会付記）

議長（美谷添 生君） 日程 15 議発第 12 号 議会運営委員会の閉会中の所掌事務調査及び常任委員会の閉会中の所管事務調査について、を議題と致します。

議会運営委員会から会議規則第 75 条の規制により、本会議の会期日程等の議会の運営に関する事項について、及び各常任委員会から会議規則第 75 条の規制により、閉会中の継続審査について、お手元に配付しておりますとお申し出がありました。

お諮り致します。委員長からの申し出のとおり、閉会中の継続審査とすることに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

議長（美谷添 生君） 異議なしと認めます。よって、委員長からの申し出のとおり、閉会中の継続審査とすることに決定致しました。

それでは、ここで日程の追加をしたいと思います。

日程 16 議発第 13 号 細菌性髄膜炎ワクチンの国費による定期接種化の早期実現を求める意見書についてから、日程 19 議発第 16 号 福祉医療費助成事業費補助等に関する決議についてまでの 4 件を日程に追加したいと思います。御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

議長（美谷添 生君） 異議なしと認めます。よって 4 件を日程に追加します。

追加日程につきましては、お手元に配付しておりますのでよろしくお願いを致します。

議発第 13 号について（議案朗読・提案説明・採決）

議長（美谷添 生君） 日程 16 議発第 13 号 細菌性髄膜炎ワクチンの国費による定期接種化の早期実現を求める意見書について、を議題と致します。

事務局に朗読させます。

日置議会事務局長。

議会事務局長（日置良一君）

議発第 13 号

細菌性髄膜炎ワクチンの国費による定期接種化の早期実現を求める意見書について表記について、地方自治法第 99 条及び、郡上市議会会議規則第 14 条の規定に基づき、別紙意見書を提出する。

平成 21 年 12 月 18 日提出

提出者 郡上市議会議員 尾村 忠雄
賛成者 郡上市議会議員 上村 謙市
賛成者 郡上市議会議員 田代はつ江

郡上市議会議長 美谷添 生様

裏面をお願いしたいと思います。

細菌性髄膜炎ワクチンの国費による定期接種化の早期実現を求める意見書（案）

細菌性髄膜炎はまいとし約 1,000 人もの乳幼児がかかる病気で、初期には発熱以外に症状がみられないため診断もむずかしく、重篤な状態となって初めてわかる恐ろしい病気で死亡率 5%、後遺症が残る率 20%といわれています。

しかし、この病気の原因とされるインフルエンザ菌 b 型（ヒブ）と肺炎球菌はすでにワクチンができ、世界保健機構（WHO）は 1998 年に世界中のすべての国々に対して、乳幼児へのヒブワクチン無料接種を推奨しています。肺炎球菌についても肺炎球菌ワクチン（七価ワクチン）が世界 77 ヶ国で承認され、このワクチンを定期接種化した国々では「細菌性髄膜炎は過去の病」となっており、アメリカでは発症率が約 100 分の 1 に減少したといわれています。

日本では、ヒブワクチンは 2008 年 12 月にようやく接種できるようになりましたが、まだ任意接種のため、4 回接種で約 3 万円もかかり、子育て世代には大きな負担となっています。また、乳幼児に接種できる肺炎球菌ワクチン（七価ワクチン）は承認されたものの、販売開始には至っていません。

ヒブワクチンと肺炎球菌ワクチン（七価ワクチン）の定期接種化が実現すれば、恐ろしい細菌性髄膜炎から子どもたちを守ることができます。ぜひ 1 日も早く、ヒブワクチン及び肺炎球菌ワクチン（七価ワクチン）の国費による定期接種化を行うよう強く要望します。

以上、地方自治法第 99 条の規定により意見書を提出する。

平成 21 年 12 月 18 日

岐阜県郡上市議会

提出先

衆議院議長

参議院議長

内閣総理大臣

法務大臣

財務大臣

厚生労働大臣

議長（美谷添 生君） それでは提出者の説明を求めます。

13番 尾村忠雄君。

13番（尾村忠雄君） 13番 尾村です。

ただいま上程されました議発第13号細菌性髄膜炎ワクチンの国費による定期接種化の早期実現を求める意見書について、提案理由の説明を申し上げます。

細菌性髄膜炎の発症の原因は、インフルエンザ菌b型と肺炎球菌が大半を占めており、まいねん約1,000人もの乳幼児がかかり、診断が難しく、重篤になって初めてわかる病気であるため、脳性麻痺や難聴といった後遺症、また死亡に至る場合もあり、子を持つ親としては非常に危惧しております。

また、ワクチンが承認されてまだ日も浅いため、価格も高く生産量も多くありません。

このような恐ろしい病気ではありますが、他国においてはワクチンの接種により発病が100分の1まで激減したという事例もありますので、百日咳や日本脳炎といったような予防接種法の定期接種の一種に定められれば、ワクチンの需要も多くなり製造量も増えるので、多くの子どもが助かるということでもあります。

今後、新たに細菌性髄膜炎によって苦しむ方がみえないようにするため、この意見書に記載されているように、定期接種化を国において定めますよう、郡上市議会として、細菌性髄膜炎ワクチンの国費による定期接種化の早期実現を求める意見書を、国に提出するものであります。議員全員の御賛同を頂きますよう、よろしくお願いを致します。以上でございます。

議長（美谷添 生君） お諮りを致します。本件につきましては、質疑、討論を省略し、採決を行いたいと思います。御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

議長（美谷添 生君） 異議なしと認めます。議発第13号については、原案を可とすることに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

議長（美谷添 生君） 異議なしと認めます。よって、議発第13号については、原案を可とすることに決定致しました。

議発第14号について（議案朗読・提案説明・採決）

議長（美谷添 生君） 日程 17 議発第 14 号 核兵器廃絶と恒久平和を求める意見書について、を議題と致します。

事務局に朗読させます。

日置事務局長。

議会事務局長（日置良一君）

議発第 14 号

核兵器廃絶と恒久平和を求める意見書について

表記について、地方自治法第 99 条及び、郡上市議会会議規則第 14 条の規定に基づき、別紙意見書を提出する。

平成 21 年 12 月 18 日提出

提出者 郡上市議会議員 田中和幸

賛成者 郡上市議会議員 金子智孝

賛成者 郡上市議会議員 山下 明

郡上市議会議長 美谷添 生様

裏面をお願いします。

核兵器廃絶と恒久平和を求める意見書（案）

核兵器の廃絶は、世界で唯一の被爆国である我が国のみならず、平和を願う人類共通の願いである。

しかし、世界には約 2 万 1,000 発もの核兵器が存在すると言われ、いまなお人類は核の脅威から解放される状況には程遠いのが現実である。

4 月 5 日のオバマ米国大統領のプラハでの演説は、核兵器を使用したことのある唯一の核兵器保有国として、歴代米国大統領としては初めて、核兵器使用の道義的責任があり、核兵器のない世界の平和と安全保障を追求する約束を表明し、核兵器廃絶のために平和と進歩に向けた声を共に上げなければならないと世界の諸国民に協力を呼びかけている。

本市議会では、平成 16 年 10 月 5 日に平和憲法の理念に基づき、市民の生命の安全と福祉を保持する立場から、非核三原則を遵守し、あらゆる核兵器の廃絶を強く求め、世界の恒久平和の確立を目指し「郡上市非核平和宣言」を決議し、核兵器廃絶を願い、平和祈念行事等を実施しているところであり、最近の核兵器廃絶に向けた国際的な動きに対して強く支持を表明するものである。また、今回のオバマ米国大統領のノーベル平和賞の授賞式において、

核なき世界を追求することを世界に向けてアピールしたことで、世界が望む核兵器廃絶に向けて拍車がかかるものと大いに期待するところである。

よって、国におかれては、非核三原則を堅持するとともに、核兵器廃絶の実現に向け、核保有国をはじめ、国際社会に対し、最大の努力を尽くし、世界の恒久平和の実現を図るよう強く要望する。

以上、地方自治法第 99 条の規定により意見書を提出する。

平成 21 年 12 月 18 日

岐阜県郡上市議会

提出先

衆議院議長

参議院議長

内閣総理大臣

外務大臣

議長（美谷添 生君） それでは、提出者の説明を求めます。

20 番 田中和幸君。

議長（田中和幸君） 議発第 14 号の、核兵器廃絶と恒久平和を求める意見書についての提案理由の説明を致します。

本案件につきましては、平和を願う世界の人達共通の願いであります。アメリカのオバマ大統領はほんねん 4 月 5 日に、プラハで行なった演説においても核兵器廃絶に向けて、国として取り組むことを初めて明らかに示しました。

また 9 月 23 日には、ニューヨークで行われたオバマ大統領と鳩山首相との対談では、核軍縮、核不拡散について、緊密に連携することで一致して、翌 24 日には、国連安全保障理事会の首脳会合でオバマ大統領が提案した、核兵器無き世界を目指す決議を全会一致で採択されております。こうした国際的な動きは、核兵器廃絶への機運として高まってきています。

また、郡上市においても平成 16 年 10 月 5 日に、世界の恒久平和の確立を目指し、郡上市非核平和宣言を決議しております。また県内では、岐阜県議会、各務原議会、それに可児市議会など意見書を提出されております。世界の人々が平和に暮らせることを願い、以上の理由により核兵器廃絶と恒久平和を求める意見書（案）を提出するものであります。以上、審議の程をよろしくお願い致します。

議長（美谷添 生君） お諮りを致します。本件につきましては、質疑・討論を省略し、採決を行いたいと思います。御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

議長(美谷添 生君) 異議なしと認めます。議発第 14 号については、原案を可とすることに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

議長(美谷添 生君) 異議なしと認めます。よって、議発第 14 号については、原案を可とすることに決定致しました。

議発第 15 号について(議案朗読・提案説明・採決)

議長(美谷添 生君) 日程 18 議発第 15 号 電源立地地域対策交付金制度の交付期限延長等を求める意見書について、を議題と致します。

事務局に朗読させます。

日置議会事務局長。

議会事務局長(日置良一君)

議発第 15 号

電源立地地域対策交付金制度の交付期限延長等を求める意見書について

表記について、地方自治法第 99 条及び、郡上市議会会議規則第 14 条の規定に基づき、別紙意見書を提出する。

平成 21 年 12 月 18 日提出

提出者 郡上市議会議員 田中和幸

賛成者 郡上市議会議員 古川文雄

賛成者 郡上市議会議員 村瀬弥治郎

郡上市議会議長 美谷添 生様

裏面をお願いします。

電源立地地域対策交付金制度の交付期限延長等を求める意見書(案)

電源立地地域対策交付金の水力発電施設周辺地域交付金相当部分(水力交付金)は、水力発電ダムに関わる発電用施設周辺地域住民の福祉の向上と電源立地の円滑化に資することを目的に創設されたものであり、関係市町村では、この水力交付金を活用し、防火水槽や道路、公共施設の整備等への充当による住民生活の利便性向上を図っているところである。

しかしながら、現在の制度では、交付対象市町村の多くが、まもなく最長交付期間の 30

年を迎えることとなるが、その場合、水力発電施設の円滑な運転継続や新規の電源立地に支障を生ずることが危惧される。

豊富な水資源に恵まれた我が国において、水力発電は原子力発電や火力発電に比べ、環境への負荷が少なく、再生可能なエネルギーとして、これまで電力の安定供給に大きく寄与してきたが、その背景には水力発電施設の建設に協力してきた関係市町村の貢献があることを十分認識すべきである。

よって、国におかれては、平成 22 年度末をもって多くの関係市町村で交付期限を迎える水力交付金について、過去 30 年間にわたる交付実績や、今後とも安定的な水力発電を維持する必要があること等を考慮の上、平成 23 年度以降は恒久的な制度とすること、及び原子力発電交付金との格差を踏まえた交付金の最高限度額及び最低保証額の引き上げなど交付条件の改善や事務手続きの簡素化を図られることを要望する。

以上、地方自治法第 99 条の規定により意見書を提出する。

平成 21 年 12 月 18 日

岐阜県郡上市議会

提出先

経済産業大臣 副大臣 政務官

財務大臣 副大臣 政務官

総務大臣 副大臣 政務官

議長（美谷添 生君） それでは、提出者の説明を求めます。

20 番、田中和幸君。

20 番（田中和幸君） 議発第 15 号の電源立地地域対策交付金制度の交付期限延長等を求める意見書について、提案理由の説明を致します。

本案件につきましては、水力発電施設周辺地域交付金相当部分いわゆる水力交付金は、水力発電施設周辺地域住民の福祉向上と、電源立地の円滑化に資することを目的に創設されたものであります。ところが交付対象市町村のほとんどが、交付期間の 30 年を迎えることになり、水力発電施設の運転を継続することに支障をきたす恐れがあります。また、恵まれた水資源による水力発電は、公害も少なく安定した電力の供給を保っております。

しかるに平成 22 年度末をもって、交付期限が切れる水力交付金については、多くの関係市町村があり、郡上市もその中の一つであります。今後とも安定的な水力発電を維持することなどを考えた上、平成 23 年度以降は恒久的な制度とすることなど、電源立地地域対象交付金制度の交付期限延長等を求める意見書（案）を提出するものであります。以上、審議の程を

よろしくお願ひ致します。

議長（美谷添 生君） お諮りを致します。本件につきましては質疑・討論を省略し、採決を行いたいと思ひます。御異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

議長（美谷添 生君） 異議なしと認めます。よって議発第 15 号については、原案を可とすることに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

議長（美谷添 生君） 異議なしと認めます。議発第 15 号については、原案を可とすることに決定致しました。

議発第 16 号について（議案朗読・提案説明・採決）

議長（美谷添 生君） 日程 19 議発第 16 号 福祉医療費助成事業費補助等に関する決議について、を議題と致します。

事務局に朗読させます。

日置議会事務局長。

議会事務局長（日置良一君）

議発第 16 号

福祉医療費助成事業費補助等に関する決議について

表記について、郡上市議会会議規則第 14 条の規定に基づき、別紙決議を提出する。

平成 21 年 12 月 18 日提出

提出者 郡上市議会議員 尾村 忠雄

賛成者 郡上市議会議員 上田 謙市

賛成者 郡上市議会議員 田代はつ江

郡上市議会議長 美谷添 生様

裏面をお願いします。

福祉医療費助成事業費補助等に関する決議（案）

福祉医療制度は、乳幼児や重度心身障がい者、母子家庭等の医療費の一部を助成する制度で、社会的、身体的にハンディのある方の医療費負担を軽減することにより、直接的に経済的支援を行い、心身の健康の保持を図ることが目的である。

特に重度心身障がい者の人工透析患者は、岐阜県下で 4,256 人、郡上市では 78 人で、人工透析患者は腎臓移植若しくは透析を受けなければ生きてはいけません。患者の大半は、週 3 回、1 回につき 4 時間以上の「人工透析療法」を受けるため就労条件が厳しくなり、長期透析者の中には脳血管や骨などの合併症に悩まされ、その治療には複数の医療機関での治療を必要とし治療費もかかり、昨今は高齢者の透析導入患者が急増し、要介護者も増えてきている状況にある。

しかし、岐阜県行財政改革推進本部分科会（案）では、「県民の生命や安全安心確保の視点から特に守る必要のある分野」については、最優先事業とし原則削減をしないと位置づけられたにもかかわらず、県の行財政改革プランでは、福祉医療制度の県負担が 2 分の 1 から 3 分の 1 へ引き下げられると発表があり、昨今の経済不況により福祉医療制度を受けていた県民の生活は非常に厳しくなり、福祉の増進が図れなくなる恐れがある。

よって、郡上市議会は、重度心身障がい者の人工透析患者への補助のみに関わらず、すべての福祉医療費に掛る補助金について現行の補助率を堅持し、安易に補助金の削減をしないよう岐阜県に対して強く要望活動を行う。

以上、決議する。

平成 21 年 12 月 18 日

岐阜県郡上市議会

議長（美谷添 生君） 提出者の説明を求めます。

13 番 尾村忠雄君。

13 番（尾村忠雄君） 13 番、尾村です。

ただいま上程されました議発第 16 号福祉医療費助成事業費補助等に関する決議について、提案理由の説明を申し上げます。福祉医療は重度心身障がい者、乳幼児、母子、父子の 4 つの医療からなり、医療費負担額で県から 2 分の 1 の補助がありましたが、財政難等の理由から、3 分の 1 に引き下げるということでもあります。

この郡上市の福祉医療対象者は 5,134 名で、全市民の約 1 割の方に影響することになり、仮に引き下げによる負担増額分を郡上市で負うとなれば、約 7,000 万円の増となります。

財政難はどこでも同じであり、郡上市議会として郡上市をはじめ、県内各市町村議会に働きかけ、補助率を堅持するよう県に対して要望活動を行うために提出致しました。議員全員の御賛同を頂きますよう、よろしくお願いを致します。

議長（美谷添 生君） お諮りを致します。

本件につきましては、質疑・討論を省略し、採決をしたいと思います。御異議ありません

か。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

議長(美谷添 生君) 異議なしと認めます。議発第 16 号については、原案を可とすることに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

議長(美谷添 生君) 異議なしと認めます。よって、議発第 16 号については、原案を可とすることに決定致しました。

市長あいさつ

議長(美谷添 生君) 以上で、本日の日程はすべて終了を致しました。

ここで、市長のごあいさつを頂きます。

日置市長。

市長(日置敏明君) 平成 21 年第 8 回の郡上市議会定例会の閉会に当たりまして、ごあいさつを申し上げたいと存じます。

議会におかれましては、去る 12 月 7 日開会以来、連日慎重な御審議を頂きまして、提出議案につきまして議決を頂きまして、まことにありがとうございました。御礼を申し上げます。

また、今般の議会における審議や一般質問の中で、種々御意見、御提案等を頂きましたけれども、らいねん度予算編成及び今後の市政の推進に当たりまして、その趣旨を踏まえてまいりたいと考えております。

一作夜らいの雪によりまして、郡上市はいよいよ本格的な冬が到来を致しました。年末年始、何かと忙しい日々がやっけてまいりますけれども、議員各位におかれましては、御健勝にて御活躍くださいますよう御祈り申し上げまして、ごあいさつとさせていただきます。ありがとうございました。

議長(美谷添 生君) どうも、ありがとうございました。

議長あいさつ

議長(美谷添 生君) それでは平成 21 年第 8 回郡上市議会定例会閉会に当たりまして、一言ごあいさつを申し上げます。

今期の定例会は、去る 12 月 7 日から本日まで 12 日間にわたり、条例 6 議案をはじめ、補正予算 11 議案など、当面する市政の諸案件を、議員各位の終始極めて真剣な御審議を頂きまして、終了することになりました。これも一重に、各議員の御協力によるものと深く感謝を申し上げます。

また、市長を始め、執行機関の各位におかれましても、審議の間、常に真摯な態度で審議に御協力頂き、その御苦勞に対しましても厚く御礼を申し上げます。今定例会を通じ、議員各位から述べられました一般質問、あるいは質疑など意見、要望につきましては、今後の市政の、執行に対しまして十分反映をしていただけますよう要望を致します。

終わりに、今定例会に寄せられました議員各位及び理事者を始め、執行機関の皆様方の御協力に対しまして、重ねて厚く御礼を申し上げ、また議員各位におかれましては、これから年末年始、また色々と御多忙ではあるかと思えますけれども、健康に留意されまして、益々御活躍を頂きますよう御祈念を申し上げ、らいねん良き年でありますよう御祈念を申し上げます、閉会のごあいさつに代えさせていただきます。大変御苦勞さんでございました。ありがとうございました。

閉会の宣告

議長（美谷添 生君） 以上で、本日の会議を閉じます。

これをもって、平成 21 年第 8 回郡上市議会定例会を閉会致します。大変御苦勞さんでございました。

（午前 11 時 30 分）

上記会議の経過を掲載して、その相違ないことを証するためここに署名する。

郡上市議会議長 美谷添 生

郡上市議会議員 田 中 和 幸

郡上市議会議員 金 子 智 孝

写

平成 21 年 12 月 18 日

郡上市議会議長 美谷添 生 様

郡上市議会総務常任委員会

委員長 田中 和幸

総務常任委員会審査報告書

本委員会に付託された事件は、審査の結果、次のとおり決定したので、会議規則第 77 条の規定により報告いたします。

記

事件の番号	件 名	結 果
議案第 212 号	郡上市議会の議員その他非常勤の職員の公務災害補償等に関する条例の一部を改正する条例について	原案採択
議案第 213 号	郡上市非常勤の特別職職員の報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例について	原案採択
議案第 214 号	郡上市税条例の一部を改正する条例について	原案採択
議案第 215 号	郡上市公の施設の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例について	原案採択
議案第 216 号	郡上市消防団員等公務災害補償条例の一部を改正する条例について	原案採択
議案第 217 号	郡上市市有住宅管理条例の全部を改正する条例について	原案採決
請願第 3 号	核兵器廃絶の国際条約締結に向けて積極的な働きかけを求める請願書	原案採決
請願第 4 号	再び戦争と暗黒政治を許さないための請願書	原案不採決
要望第 9 号	電源立地地域対策交付金制度の交付期間延長等を求める意見書の提出について（依頼）	原案採決

写

平成 21 年 12 月 18 日

郡上市議会議長 美谷添 生 様

郡上市議会産業建設常任委員会

委員長 清水 敏夫

産業建設常任委員会審査報告書

本委員会に付託された事件は、審査の結果、次のとおり決定したので、会議規則第 77 条の規定により報告いたします。

記

事件の番号	件 名	結 果
議案第 217 号	郡上市市有住宅管理条例の全部を改正する条例について	原案採択
陳情第 2 号	地方・住民を切り捨てる地方分権改革・道州制の流れを白紙に戻し国民本位の地域行政の確立と中部地方整備局の事務所・出張所の存続について意見書の提出を求める陳情書	継続審査

写

平成 21 年 12 月 18 日

郡上市議会議長 美谷添 生 様

郡上市議会文教民生常任委員会

委員長 尾村 忠雄

文教民生常任委員会審査報告書

本委員会に付託された事件は、審査の結果、次のとおり決定したので、会議規則第 77 条の規定により報告いたします。

記

事件の番号	件 名	結 果
請願第 2 号	細菌性髄膜炎ワクチンの公費による定期接種化の早期実現を求める請願書	原案採択
陳情第 1 号	就学援助制度の拡充・高校授業料の無償化・給付制奨学金制度の創設を求める意見書の採択に関する陳情	継続審査
要望第 10 号	現行の福祉医療費助成制度(重度障害者医療費助成制度)の継続及びこの制度に一部自己負担導入しないことを求める要望書	原案採決